

志木市立小・中学校における 携帯電話の取扱いに関する基本的指導方針

令和4年4月

志木市教育委員会

はじめに

これまで、志木市立小中学校における携帯電話の取扱いに関する方針については、「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」（平成21年1月30日付け20文科初第1156号初等中等教育局長通知）に基づき指導方針を参酌し、各校の校内規程等を作成するようお願いしていたところである。しかし、近年の自然災害や犯罪の発生等から、携帯電話を登下校時の緊急の連絡手段として活用することが期待されている状況を踏まえ、令和元年5月に文部科学省が「学校における携帯電話の取扱い等に関する有識者会議」を立ち上げ、学校における携帯電話の取扱い等について検討し、その審議会のまとめを受けて、「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」（令和2年7月31日付け2文科初第670号。以下「文部科学省通知」という。）が発出された。

この通知では、学校における携帯電話の取扱いとして中学校や特別支援学校において新たな指針が示されるとともに、「教育委員会においては、各学校における携帯電話の取扱いが適切になされるよう、・・・（略）・・・基本的指導方針を定めて学校に対して示すなどして、所管の学校に対する指導を徹底すること。」とされた。

このようなことから、今般の社会状況や本市の現状等を整理し、志木市立小中学校に対する「学校における携帯電話の取扱いに関する基本的指導方針（以下「基本的指導方針」という。）及びガイドラインを定める。

志木市立小中学校においては、学校における携帯電話の取扱いに関し、それぞれの実態を踏まえたうえで、以下の基本的指導方針に沿って、指導計画の充実や携帯電話の取扱いに関するガイドラインの内容について、児童生徒や保護者に周知する等、適切な対応がなされるようお願いする。

目次

1	文部科学省通知の内容について	
(1)	背景	3
(2)	学校種ごとの携帯電話の取扱い	3
2	携帯電話の範囲・定義について	4
3	現状認識について	
(1)	社会環境	4
(2)	埼玉県和学校における携帯電話の取扱いの状況	5
(3)	ネットトラブル等の状況	6
4	志木市立小・中学校における携帯電話の取扱い等（基本的指導方針）について	7
5	志木市立小・中学校における携帯電話の取扱いを定着させるための取組	
(1)	情報モラル教育の着実な実施	7
(2)	「ネット上のいじめ」等の防止に関する取組の徹底	8
(3)	家庭等に対する働きかけの徹底	8

1 文部科学省通知の内容について

文部科学省通知の別添1（学校における携帯電話の取扱い等の見直しについて（令和2年7月）（概要））にある内容は次のとおりである。

(1)背景

- ・近年、児童生徒への携帯電話の普及が進んでいるとともに、災害時や児童生徒が犯罪に巻き込まれた時などに、携帯電話を緊急時の連絡手段として活用することへの期待が高まっている。
 - ・これを踏まえ、文部科学省として有識者会議を設置し、平成21年に発出した通知（※）の見直しに係る検討を行った結果をもとに、学校における携帯電話の取扱い等について、学校及び教育委員会等の取組における基本的な考え方を周知する。
- （※「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」（平成21年1月30日付け初等中等教育局長通知））

(2)学校種ごとの携帯電話の取扱い【令和2年7月31日付け初等中等教育局長通知より】

①小学校

- ・原則持ち込み禁止とし、個別の事情に応じて、やむを得ない場合は例外的に認める。（※平成21年の通知と同じ）

②中学校

- ・原則持ち込み禁止とし、個別の事情に応じて、やむを得ない場合は例外的に認める。（※平成21年の通知と同じ）
- ・一定条件（※）を満たした上で、学校又は教育委員会を単位として持ち込みを認める。（※令和2年の通知で追加）
- ・学校と生徒・保護者との間で、以下の事項について合意がなされ、必要な環境の整備や措置が講じられていること。

ア 生徒が自らを律することができるようなルールを、学校のほか、生徒や保護者が主体的に考え、協力して作る機会を設けること。

イ 学校における管理方法や、紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在が明確にされていること。

ウ フィルタリングが保護者の責任のもとで適切に設定されていること。

エ 携帯電話の危険性や正しい使い方に関する指導が学校及び家庭において適切に行われていること。

2 携帯電話の範囲・定義について

基本的指導方針における「携帯電話」とは以下の内容を示すものである。

【「携帯電話」の範囲・定義】

※文部科学省の「『学校における携帯電話の取扱い等に関する有識者会議』審議のまとめ」の範囲・定義に準拠する。

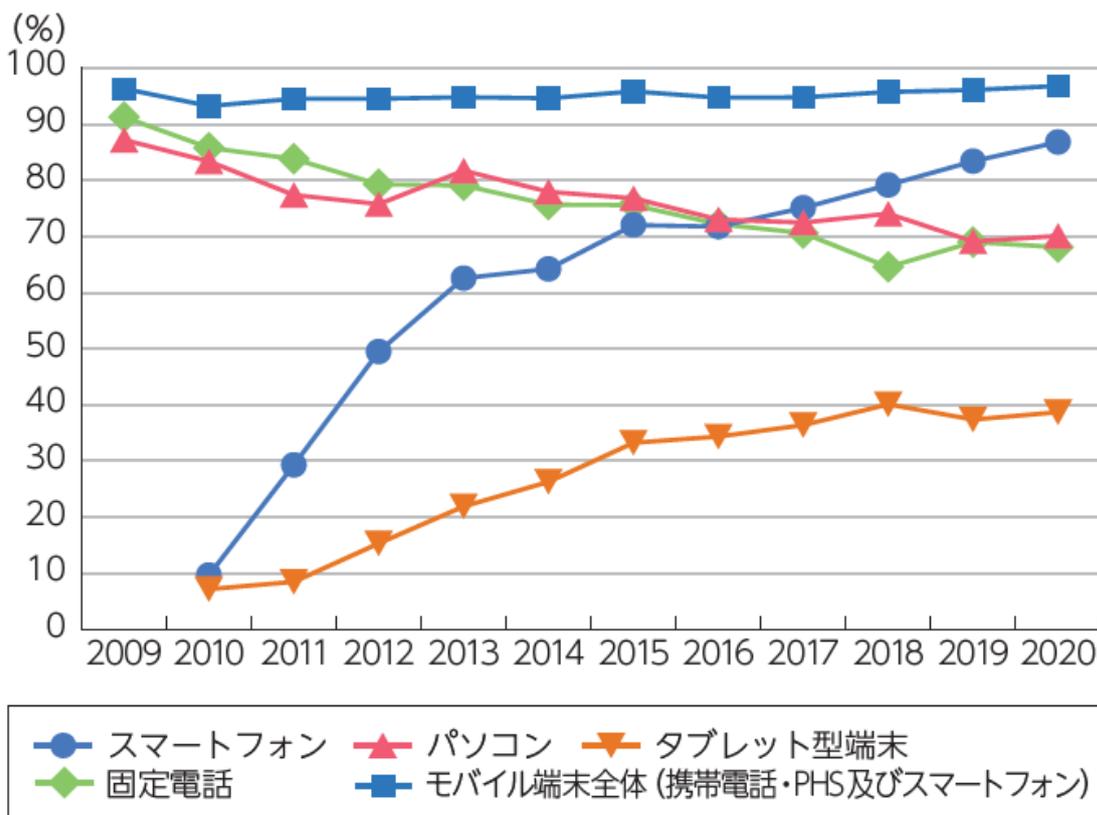
- (1)フィーチャーフォン（いわゆる「ガラケー」）
- (2)スマートフォン
- (3)子ども向け携帯電話（基本的な通話・メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの）

3 現状認識について

(1) 社会環境

全国調査によると、世帯におけるモバイル端末保有率は高止まりで推移しているが、スマートフォンの保有率は急速に上昇している（図1）。また、埼玉県調査によると、児童生徒の間でも、スマートフォンの所持率は高まっており、令和元年度の小学校6年生の約6割（志木市は約7割）が、自分専用のスマートフォンを所持している（図2）。

このようなことから、携帯電話の利用は、技術の進歩に伴い、スマートフォン等が誕生したことで、生活の一部となりつつあり、社会環境や児童生徒の状況は変化している。



（出典）総務省「通信利用動向調査」各年版を基に作成

(2) 埼玉県和学校における携帯電話の取扱いの状況

埼玉県の調査によると、学校における携帯電話の取扱いの状況は下表のとおりである。

- ・公立小中学校では、約5割の学校が持込み一律禁止としているが、残りの5割の学校では、一定の理由・事情に限って、持込みを認めている。

○児童生徒の携帯電話の持込み等の基本的指導方針の内容について

	小学校	中学校
持込み一律禁止	52.3%	47.9%
原則持込み禁止 (やむを得ない場合例外的に許可)	47.1%	51.5%
持込み許可	0.6%	0.6%

出典：令和2年度 埼玉県公立学校におけるスマートフォン等の利用状況等に関する調査結果より引用

このようなことから、児童生徒の携帯電話所持率の上昇や機器の利便性の高まりから、緊急時などの連絡手段として、携帯電話を利用したいという保護者や児童生徒のニーズは一定数あるものと推測できる。これは、児童生徒が学校で活動している間は、保護者との連絡は学校が担うが、登下校時、児童生徒は常に学校の監督下にあるわけではないことに起因する。また、持込みを認めた学校は、持ち込んだ携帯電話の盗難、紛失やネットいじめなどの各種トラブル等に対して、以下のような取組を学校の実態に応じて実施している。

- ・携帯電話の紛失等のトラブルが発生した時の責任の所在を、事前に児童生徒や保護者に説明する。
- ・携帯電話の保管方法は、「児童生徒自身が、カバンに入れて保管」や「鍵付きロッカーに入れて保管」、「教室を移動する際は教員が預かる」など、取扱いを定めて児童生徒に指導している。
- ・ネットいじめやマナー違反、ネット依存に対しては、授業や集会など様々な場面を活用して児童生徒に指導を行っている。
- ・児童生徒が学校等で決めたネット利用のルールを家庭に持ち帰り、意識啓発を図っている。

(3) ネットトラブル等の状況

埼玉県調査によると、下表のように、「スマートフォン等を使ったオンライン環境で嫌な思いをしたことやトラブルにあったことがある。」と回答した児童生徒が一定数おり、学年が上がり、オンラインの活用が増えることでネットトラブルを経験しやすいといえる。

○ここ1年間で、スマートフォン等を使って（オンラインゲーム含む）、嫌な思いをしたり、
トラブルにあたりしたことはあるか。

	小学校4年	小学校6年	中学校2年
ある	7.7%	12.1%	13.3%
ない	92.3%	87.9%	86.7%

出典：令和2年度 埼玉県公立学校におけるスマートフォン等の利用状況等に関する調査結果より引用

3（1）のように、スマートフォン等の普及が進んだ一方で、インターネットを介して不特定多数の者をつながるSNS（ソーシャルネットワークサービス）等が利用可能となった。インターネットが児童生徒の生活の一部となってきた中で、スマートフォン等の間違っただ利用がなされることで、ネットトラブルの増加が懸念されている。また、ネットトラブルの多様化に伴い、児童生徒がネット上で知り合った人の家に誘い込まれ、被害に遭うような命の危機につながる事件も報道されている。

4 志木市立小・中学校における携帯電話の取扱い等（基本的指導方針）について

以上を受けて、志木市立小・中学校における携帯電話の取扱い及び基本的指導方針について、次のとおり示す。

（１）携帯電話の必要性

携帯電話は児童生徒のネットトラブルの増加や授業専念の妨げが懸念されるため、学校における教育活動に直接必要のないものである。

（２）携帯電話の持込みに関する考え方

携帯電話を校内に持ち込むことは原則禁止とする。個別の事情に応じて、志木市教育委員会で定めた様式を用いて保護者が申請を行い、学校長がその内容を確認したうえで例外的に校内の持込みを認めることができる。

なお、携帯電話の保管方法については、申請書の内容に基づき児童生徒自身が行うこと。持ち込んだ携帯電話に関連する問題が生じた際の責任は保護者にあることをあらかじめ双方で確認することで、学校の教育活動に支障が出ないように配慮する。

（３）学校が推進する教育活動等

「携帯電話」の正しい使い手となれるように児童生徒自らが携帯電話やインターネットの利用を律することのできる力を養うことが重要である。

そのために、志木市立小・中学校においては、「学習指導要領」「いじめ防止対策推進法」「元気に育つ志木っ子条例」に基づき、情報モラル教育の推進をはじめ、様々な教育活動に取り組むこと。

5 その他

本方針にない事項及び内容についての疑義が生じた場合については、志木市教育委員会で協議し、定めるものとする。

附則

この方針は、令和4年4月1日に策定し、令和4年5月1日から施行する。